

第 57 回婦人の地位委員会
2013 年 3 月 4 日～15 日

女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止

合意結論

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」成果文書、「第 4 回世界女性会議」の 10 周年及び 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言を再確認する。
2. 委員会は、「国際人口開発会議の行動計画」及びその更なる実施のための重要な行動を含め、男女共同参画と女性のエンパワーメントの領域での関連国連首脳会合と会議でなされた国際公約も再確認する。
3. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」とこれらの「選択議定書」、並びにその他の関連条約が、異なった国際条約で扱われている横断的問題として、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃と防止のための国際的な法的枠組みと包括的な一連の措置を提供していることを再確認する。
4. 委員会は、1949 年の「ジュネーブ諸条約」と 1977 年のその「追加議定書」を含め、国際人道法の規則を想起する。
5. 委員会は、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」へのジェンダー関連の犯罪と性的暴力犯罪の包摂、並びに強姦及びその他の性的暴力が、戦争犯罪、人道に対する犯罪又は集団殺害犯罪若しくは拷問を構成する行為となりうることをアドホックな国際刑事法廷が認めたことを想起する。
6. 委員会は、それぞれの地域と国において、地域条約、文書、イニシアチブ、そのフォローアップ・メカニズムが果たす、女性と女兒に対する差別と暴力の防止と撤廃における重要な役割も認める。
7. 委員会は、総会のすべての関連決議、特に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」、及び女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する経済社会理事会とその補助機関の関連決議の完全かつ効果的实施とフォローアップの責務を再確認する。委員会は、女性に対する暴力(1998 年)、及び女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃(2007 年)に関する過去の合意結論も再確認する。
8. 委員会は、女性・平和・安全に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)、2008 年 6 月 19 日の 1820 号(2008 年)、2009 年 9 月 30 日の 1888 号(2009 年)、2009 年 10 月 5 日の 1889 号(2009 年)、2010 年 12 月 16 日の 1960 号(2010 年)及び武力紛争と紛争後の状況に関する 2009 年 8 月 4 日の決議 1882 号(2009 年)、2011 年 7 月 12 日の 1998 号(2011 年)を含め、児童と武力紛争に関するすべての関連する安全保障理事会決議を想起する。

9. 委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進：保護における相当の注意義務の確保に関する 2011 年 6 月 17 日の人権理事会決議 17/11、女性に対する差別の撤廃に関する 2012 年 7 月 5 日の決議 20/6、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進：暴力を受けた女性のための救済に関する 2012 年 7 月 5 日の決議 20/12 も想起する。

10. 委員会は、女性と女兒に対する暴力は、女性と男性の間の力関係の歴史的・構造的不平等に根があることを確認し、人権享受に関する侵害として世界中のあらゆる国でまん延していることを主張し続ける。ジェンダーに基づく暴力は、女性と女兒によるすべての人権と基本的自由の享受を深刻に侵害し、弱め、又は無効にする差別の一形態である。女性と女兒に対する暴力は、公的・私的領域での「パワーとコントロール」の行使と濫用によって特徴づけられ、そのような暴力及びそのような暴力に対する女性と女兒の脆弱性を高めることもあるその他の要因を強調し、永続化するジェンダーに関する固定観念と解き難く結びついている。

11. 委員会は、「女性に対する暴力」は、公的生活で起ころうと、私的生活で起ころうと、そのような行為の脅し、強制又は自由の恣意的な剥奪を含め、女性と女兒に身体的・性的・心理的危害又は苦痛という結果となる、又は結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為を意味することを強調する。委員会は、そのような暴力によって引き起こされる経済的・社会的危害にも留意する。

12. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、異なった状況、場、環境及び関係におけるその異なった形態やあらわれを認め、ドメスティック・バイオレンスが依然として世界中であらゆる社会的階層の女性に悪影響を及ぼす最も一般的な広く行われている形態であることを認める。委員会は、複合的差別に直面している女性と女兒が高い暴力の危険にさらされていることにも留意する。

13. 委員会は、武力紛争及び紛争後の状況で行われる女性と女兒に対する暴力を強く非難するよう各国に要請し、性的暴力とジェンダーに基づく暴力が、被害者とサバイバー、家族、地域社会及び社会に悪影響を及ぼすことを認め、効果的救済策のみならず説明責任と補償の効果的措置を要請する。

14. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難し、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」に述べられているように、その撤廃に関する義務を避けるために慣習・伝統・宗教的配慮を引き合いに出すことを控えるよう各国に要請する。

15. 委員会は、すべての人権が普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連するものであることを認め、国際社会が、公正に、平等に、同じ立場で同じ重点を置いて世界的に人権を扱わなければならないことを認め、国と地域の特異性及び様々な歴史的・文化的・宗教的背景の重要性は念頭に置かれなければならないが、その政治的・経済的・文化的制度にかかわらず、すべての人権と基本的自由を伸長し、保護することが国家の義務であることを強調する。

16. 委員会は、すべての国々が、女性と女兒のすべての人権と基本的自由を伸長・保護するために、あらゆるレベルで、すべての適切な法的・政治的・経済的・社会的・行政的な手段を用いる義務があり、女性と女兒に対する暴力の加害者を防止し、捜査し、起訴し、処罰し、

刑事責任免除をなくし、被害者とサバイバーに適切な救済へのアクセスのみならず保護も提供するために相当の注意義務を行使しなければならないことを強調する。

17. 委員会は、教育を受ける権利が人権であることを強調し、非識字を撤廃し、特に農山漁村と遠隔地での教育への平等なアクセスを確保し、あらゆるレベルの教育でのジェンダー格差をなくすことが、女性と女兒をエンパワーし、それによって、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に貢献することを強調する。

18. 委員会は、女性と男性が、平等に、あらゆる人権と基本的自由を享受する権利を有することを再確認する。委員会は、女性と女兒のすべての人権と基本的自由のあらゆる侵害を防止し、女性と女兒を差別し、彼女たちに対する暴力を永続化したり、大目に見たりする慣行と法律を廃止することに特別な注意を払うよう各国に要請する。

19. 委員会は、男女共同参画と女性の経済的エンパワーメントを含めた女性のエンパワーメントの実現と資源への完全で平等なアクセスと公式経済、特に経済的意思決定への女性の完全な統合及び公的・政治的生活への完全で平等な参画が、女性と女兒に対する暴力の構造的な、底辺にある原因に対処するための基本であることを強調する。

20. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃に対して残っている障害の根強さも認め、そのような暴力の防止と対応には、あらゆるレベルで、あらゆる機会に、女性と女兒に対する暴力と教育・保健・HIV とエイズ・貧困根絶・食糧の安全保障・平和と安全保障・人道支援・犯罪防止のようなその他の問題との関連性を認める包括的方法で国家が行動することが必要であることも認める。

21. 委員会は、女性の貧困及びエンパワーメントの欠如、並びに社会的・経済的政策、教育と持続可能な開発の恩恵からの排除により生じる女性の周縁化が、女性を増大した暴力の危険にさらし、女性に対する暴力が、地域社会と国家の社会的・経済的開発、並びにミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成を妨げていることを認める。

22. 委員会は、女性に対する暴力が、性と生殖に関する健康を含めた女性の健康及びその人権の享受に短期的にも長期的にも否定的な結果を与え、性と生殖に関する健康を尊重し、推進し、「国際人口開発会議の行動計画」、「北京行動綱領」、及びレビュー会議の成果文書に従って、性と生殖に関する権利を保護し、実行することが、女性がそのすべての人権と基本的自由を享受し、女性に対する暴力を防止し、緩和できるように男女共同参画と女性のエンパワーメントを達成するのに必要な条件であることを認める。

23. 委員会は、特に人権と基本的自由を行使している女性と女兒を脅すために用いられるとき、セクシュアル・ハラスメントを含めた公的場所での女性と女兒に対する暴力について深い懸念を表明する。

24. 委員会は、国内法に女性殺人(femicide 又は feminicide)という概念が組み入れられている国々を含め、様々な地域でこの形態の暴力に対処するために払われている努力を認めつつ、女性と女兒のジェンダー関連の暴力による殺害について懸念を表明する。

25. 委員会は、小型武器の違法な使用と違法な取引が特に女性と女兒に対する暴力を悪化させることを認める。

26. 委員会は、高齢女性の脆弱さと彼女たちが直面している特別な危険を認め、特に世界人

口での高齢者の増加する割合に照らして、高齢女性に対する暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調する。

27. 委員会は、先住民族女性が、しばしば、あらゆる形態の暴力に対するその脆弱性を高める複合的差別と貧困に苦しんでいることを再確認し、先住民族女性と女兒に対する暴力に真剣に対処する必要性を強調する。

28. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力において、地域社会、特に男性と男児、及び市民社会、特に女性団体と青少年団体の重要な役割を認める。

29. 委員会は、女性と女兒に対する差別の撤廃のために政府の最高のレベルに設置されるべき女性の地位向上のための国内本部機構の戦略的で調整的な役割、及びそれらが効率的に機能できるように必要な人的資源と十分な財源をこれら機構に与える必要性を認める。また、委員会は、国内人権機構（存在する場合）の貢献を認める。

30. 委員会は、世界的・地域的・国内的レベルで女性と女兒に対する差別と暴力に対処し、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し防止する努力において、要請に応じて各国を支援する際に、国連システム、特に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)」の重要な役割を認める。

31. 委員会は、女性と女兒に対する暴力の防止と撤廃に関するデータ収集の重要性を強調し、この点で、女性に対する暴力に関する一連の指標に向けた国連統計委員会の作業に留意する。

32. 委員会は、関連法や政策の採択、防止措置の実施、被害者とサバイバーのために保護と適切な支援サービスの確立及びデータ収集・分析・調査の改善のような、女性と女兒に対する暴力に対処する際に遂げられた進歩を歓迎する。この点で、委員会は、あらゆるレベルの政府、あらゆる関係者の、包括的に女性と女兒に対する暴力に対処する努力への貢献と参画を歓迎する。

33. 委員会は、進歩が遂げられたにもかかわらず、公約を果たし、女性と女兒に対する暴力という害悪に対処する上での実施のギャップを埋める際に、依然としてかなりのギャップと課題が残っていることを認める。委員会は、ジェンダーに配慮した政策の不十分さ、法的・政策的枠組み実施の不適切さ、データ収集、分析・調査の不適切さ、財源・人的資源の欠如とそのような資源の配分の不十分さ、既存の努力が必ずしも包括的で、調整され、首尾一貫し、維持され、透明性があり、適切に監視され、評価されているものではないことを特に懸念する。

34. 委員会は、各国のあらゆるレベルの政府機関に、必要に応じて、それぞれの機関の権限の範囲内で国内の優先事項を念頭に置きつつ、国連システムの関連機関、国際及び地域団体と共に、さらには、必要に応じて、国内人権機構（存在する場合）、NGOを含めた市民社会、民間部門、経営者団体、労働組合、メディア、その他の関係者に、以下の行動をとるよう勧める：

A. 法的・政策的枠組みと説明責任の実施の強化

(a)特別な優先的問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」及びそれぞれの「選択議定書」の批准又は加入を検討すること、留保条件の程度を制限すること、いかなる留保条件も条約の趣旨及び目的と両立しない留保は

存在しないことを確実にするためにそのような留保条件をできるだけ正確に狭く策定すること、留保条件を撤回する目的で定期的に留保条件を見直し、関連条約の趣旨及び目的に反する留保条件を撤回すること、特に効果的な国内法と政策を設けることによりそれらを完全 to 実施すること、締約国が関連条約機関に報告する際に、女性と女兒に対する暴力に対処する措置に関し要求される情報を含めるよう奨励すること。

(b)女性と女兒に対する暴力と闘うために、被害者とサバイバーの保護に関する国際法、国際ガイドライン、好事例といったすべての関連する資料の利用を奨励すること。

(c)女性と女兒に対する暴力を犯罪とし、緊急禁止命令・保護命令、捜査、起訴、刑事責任免除をなくすための加害者に対する適切な処罰のような総合的でジェンダーに配慮した防止・保護措置を提供し、適切な民事上の補償と救済策へのアクセスのみならず、被害者とサバイバーをエンパワーする支援サービスを提供する法律と包括的措置の加速された効果的实施を適宜採用し、見直し、確保すること。

(d)優先的問題として、ドメスティック・バイオレンスを禁止し、処罰措置を規定し、そのような暴力に対する適切な法的保護を確立する法律の採択・強化・実施を通して、ドメスティック・バイオレンスに対処し、撤廃すること。

(e)暴力的なジェンダー関連の女性と女兒の殺害を罰する国内法を適宜強化し、そのような嘆かわしい形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、捜査し、根絶する特別なメカニズム又は政策を統合すること。

(f)特に法的手続と家族法・刑事法に関連する問題で情報を得た決定ができるように、女性と女兒の妨げられない司法と効果的な法的支援へのアクセスを確保し、必要ならば国内法の採択を通して、受けた危害に対して正当で効果的な救済策にアクセスできることも確保すること。

(g)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に関連して、強制的な仲裁と和解を含め、義務的で強制的な代替の紛争解決プロセスを禁止するために必要な法的及び／又はその他の措置を採ること。

(h)女性を差別する、又は女性に差別的な影響を与えるすべての法律、規則、政策、慣行、習慣を見直し、適宜改正し、修正し、廃止し、多様な法制度の規定（存在する場合）が非差別の原則を含む国際人権義務、公約、原則を遵守することを確保すること。

(i)すべての法律・政策・プログラムにジェンダーの視点を主流化し、女性と女兒に対する差別と暴力に対処する関連法、政策、プログラムの開発・採択・完全実施と女性団体への支援のために、暴力の被害者とサバイバーを含めた女性と女兒のニーズと状況を考慮に入れて、ジェンダーに対応した計画策定と予算編成の利用の拡大を通して、適切な財源と人的資源を配分すること。

(j)資源の配分にジェンダーの視点を主流化し、地方、国内、地域及び国際レベルで男女共同参画を確保するために、対象として特定された活動に必要な人的資源・財源・物理的資源を確保すること、並びに強化・拡大された国際協力を通して、暴力の被害者とサバイバーを含めた女性と女兒のニーズと状況の多様性を考慮に入れて男女共同参画と女性と女兒のエンパワーメントへの投資を増やすこと。

(k)女性と女児の完全かつ効果的な参画を得て、防止・保護・支援サービス・対応のための措置、データ収集・調査・監視と評価、調整メカニズムの設立、適切な財源と人的資源の配分、独立した国内監視・説明責任メカニズム、達成されるべき結果のための明確な工程表と国の指標を含む効果的で多部門的な国内政策・戦略・プログラムを開発し実施すること。

(l)武力紛争と紛争後の状況で、性的暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の防止と対応が、適宜、刑事責任免除をなくすための加害者の捜査・起訴・処罰、司法への女性のアクセスに対する障害の除去、苦情・通報メカニズムの設立、被害者とサバイバーへの支援の提供、性と生殖に関する健康を含む、料金が手ごろでアクセス可能なヘルスケア・サービス、再統合措置を通して優先的及び効果的に対処されることを保障すること、また、紛争解決、平和構築プロセス及び紛争後の意思決定への女性の参画を高める手段をとること。

(m)国際法の下で禁じられている通り、女性と女児を殺害すること・障害を与えること・標的とすること及び性的暴力犯罪に対する説明責任を確保し、紛争解決プロセスの状況で、恩赦の規定からそのような犯罪を排除する必要性を強調し、武力紛争と紛争後解決プロセスへの女性の完全で効果的な参画を確保する手段を取りつつ、暫定司法メカニズムを含め、そのプロセスのあらゆる段階でそのような行為に対処すること。

(n)説明責任を確保し、国内及び国際法の下で女性と女児に対する最も重大な犯罪の加害者を罰し、そういった犯罪の加害者であると申し立てられた者に国内司法又は適用できるところでは国際司法の下で責任を取らせる必要性を強調することにより、刑事責任免除をなくすこと。

(o)政治的生活、政治改革及びあらゆるレベルの意思決定におけるあらゆる領域で、あらゆる状況で、女性と男性の平等な参画を確保し、女性と女児に対する差別と暴力の防止と撤廃に貢献する効果的手段をとること。

(p)国際協力の支援を得て、女性と女児に対する暴力の対処と撤廃、ミレニアム開発目標を含め、男女共同参画と女性のエンパワーメントに関連する国際的に合意された目標と公約の実現に向けた行動の状況において、自然災害、武力紛争、その他の複雑な人道的緊急事態、人身取引、テロリズムによって悪影響を受けた女性と女児の権利とニーズに対処することを目的とする政府の取組を強化する公約を強調すること。上記目標と公約の達成を確保するために、外国の占領下で暮らす女性と女児の権利の完全な実現に対する障害を除去するために、国際法に従って、一致した行動をとる必要性も強調すること。

(q)女性と女児の特別なニーズが、女性と女児の完全な参画を得て、防災プログラムと手順、及び極端な天候の変化と遅い季節の到来の影響のような気候変動に誘引されるものを含め、自然災害に対処する人道支援の企画・提供・監視に組み入れられることを保障すること、また、災害に備える努力と災害後の場で、性的暴力を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力に対する防止と対応が優先され、適切に対処されることを保障すること。

(r)人身取引と麻薬取引を含めた国際組織犯罪から生じる女性と女児に対する暴力に対処し、犯罪防止戦略において、女性に対する暴力を防止し、根絶する特別な政策を採用すること。

(s)既存のメカニズムを強化し、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称：国際組織犯罪防止条約）」と「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特

に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」に従った新しいイニシアチブを開発し、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」を実施することにより、二国間・地域・国際的な協力を強化すること。

(t)女性と女兒の人身取引を助長する外的要因を含めた根本的要因に対処する適切な措置を採ること。特に性的・経済的搾取目的でのあらゆる形態の人身取引を犯罪化すること、及び女性と女兒の権利により良い保護を提供することを目的として、既存の民法・刑法を強化すること、公務員を含む関係する犯罪者と仲介者に裁判を受けさせ、刑罰を科すこと、人身取引された人の権利を保護し、再被害を防止することにより、女性と女兒の人身取引を防止し、これと闘い、撤廃すること。人身取引被害者を自認する者が人身取引されたことで罰せられることのない適切な措置を採ること。人身取引被害者を自認する者に、リハビリと社会への再統合、証人の保護、職業訓練、法的支援、秘密が守られるヘルスケア、法的手続への参加にかかわりなく被害者の同意を得ての送還のような適切な保護とケアを提供すること。あらゆる形態の搾取のもととなる需要を思いとどまらせるための一般の意識啓発、教育、訓練を促進すること。

(u)特に女性と女兒に対する暴力をなくし、男女共同参画の推進に向け、持続可能な開発の達成と女性のエンパワーメントの実現を目的とした国内の優先事項に従って、多部門的政策、戦略、プログラム及び好事例を支援する国際協力を、国際的な政府開発援助公約の実現も含めて強化すること。

(v)職場でのセクシュアル・ハラスメントを含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力に対応し、防止し、撤廃し、暴力の被害者とサバイバーをエンパワーするプログラム、キャンペーン、戦略への民間部門の投資を奨励すること。

(w)教育・保健・社会福祉・司法・防衛・入国管理の領域で働く者のみならず、司法・警察・軍を含めた公務員と専門家の意識を啓発し、訓練し、能力を強化するために、政策改革とプログラムを採用し、資金提供し、教育を支援すること、ジェンダーに配慮して女性と女兒に対する暴力を防止し、対応するため、及び刑事責任免除をなくし、女性に対する暴力及び被害者とサバイバーの再被害につながる権力の濫用を避けるために、女性と女兒に対する暴力に関連する法律と規則を遵守しないことに対して公務員に説明責任を持たせること。

(x)教員、宗教指導者、政治的指導者、法執行担当官のような権威ある地位にある人々による女性と女兒に対する暴力行為を、これら犯罪に対する刑事責任免除をなくすために、防止し、捜査し、処罰すること。

(y)特に女性と女兒のエンパワーメントを推進するために地域社会レベルで活動している団体及び被害者とサバイバーが変革の担い手となり、その知識と経験が政策とプログラムの策定に貢献できるように、女性と女兒に対する暴力に対処する努力へのすべての関連関係者間の強化された相談と参画のための支援的環境を生み出し強化すること。

(z)女性に対する暴力を撤廃することに関与している者を支援し保護すること、この点に関して、ある種の暴力の危険に直面している女性人権擁護者が含まれること。

(aa)自由を奪われ、及び／又は国家の保護監察下又は国家のケアを受けている女性と女兒の人権を保障し、特に性的虐待といったあらゆる形態の暴力から保護する適切な措置を採ること。

(bb)女性と女兒に対する差別と暴力をなくす努力においてライフサイクルに応じたアプローチを採用すること、高齢女性に悪影響を及ぼす特別な課題が、更なる可視性と注意を与えること、関連国際条約と協定の下での義務の履行を通して対処されること、女性に対する暴力を防止し撤廃する国内政策とプログラムに含まれることを保障すること。

B. 女性と女兒に対する暴力を防止するための構造的及び根本的原因と危険要因への対処

(cc)女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を防止し、撤廃する努力を加速し、教育を受ける権利と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利を含め、すべての人権と基本的自由の平等な享受を確保すること、すべての児童、特に女兒が、質の高い無料の義務初等教育に平等にアクセスし、修了することを保障し、すべての学術領域において、中等・高等教育を含め、あらゆるレベルで女兒の教育を改善し、拡大する努力を新たにすること、公共インフラ・プロジェクトとアクセスできる公共サービスに投資し、安全な環境を提供することにより、女兒が学校に通い、課外活動に参加する能力を高めること。

(dd)フォーマルな経済、特に経済的な意思決定への女性の完全な参画、及び完全雇用とディーセント・ワーク（働き甲斐のある人間らしい仕事）への平等なアクセスを推進すること、インフォーマル・セクターでの女性をエンパワーすること、同一労働又は同一価値労働同一賃金のみならず女性と男性が職場での平等な待遇を受け、権力と意思決定に平等にアクセスすることを保障し、有償労働と無償労働のシェア（均等な分担）を推進すること。

(ee)ジェンダー差別、不平等、女性と男性との間の不平等な力関係、ジェンダーに関する固定観念、貧困、及び特に経済・金融危機の状況でのエンパワーメントの欠如を含め、女性と女兒に対する暴力の構造的及び根本的な原因に対処するために、政策を開発し、見直し、強化し、適切な財源と人的資源を配分する努力を加速すること、暴力の危険を減らすために、女性と女兒の経済的な参画、エンパワーメント及び包摂を強化することにより、貧困、根強い法的・社会的・経済的な不平等を根絶する努力を加速すること。

(ff)各国は、特に開発途上国において、経済的・社会的な開発の完全達成を妨げる、国際法と国連憲章に従わない一方的な経済的・金融的・貿易的な措置を公表し、適用することを控えるよう強く要請されること。

(gg)障害を持つ女性と女兒は、職場・教育機関・家庭・その他の場を含め、あらゆる形態の搾取・暴力・虐待に対してより脆弱であるので、女性と女兒の権利を保護・伸長するあらゆる適切な法的、行政的、社会的、教育的、その他の措置を採ること。

(hh)相続権、土地所有権、その他の財産権、貸付、天然資源、適切な技術への権利を含め、特に国際協力により、経済資源への完全で平等なアクセスを女性に与える法的、行政的、金融的、その他の措置を採ること、彼女たちの地位を向上させる方法として、起業教育と事業インキュベーターを通して、草の根レベルで女性の経済的エンパワーメントに向けたイニシアチブを優先強化して、それにより暴力に対する脆弱性を減少させること。

(ii)女性に移動の自由、財産を所有する権利、法の平等な保護への権利を否定するために、社会的正当化を利用することを控えること。

(jj)女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会的規範を変えることを目的とする国内政策を立案し、実施し、女性と女兒が男性と男児に従属するものとみなしたり、又は暴力や強制を

含む慣行を永続化する固定観念の役割を持っているとみなすような考え方と闘うために活動すること。

(kk)あらゆる年齢の男女の社会的・文化的行動のパターンを修正するために、偏見をなくすために、情報を得た意思決定、男女共同参画と人権に基づく尊重し合う関係の開発のためのコミュニケーションスキル・危険削減スキル、また、公的教育及びノンフォーマル教育（学校外教育）の教員の教育及び訓練プログラムを推進し、築くために、両親と法的後見人からの適切な指示とガイダンスを得て、児童、思春期の若者、青少年、地域社会の関わりを得て、女性団体・青少年団体、専門 NGO と調整して、発達する能力に沿うように、すべての思春期の若者と青少年のための完全で正確な情報に基づく人間の性のための包括的な証拠に基づく教育を含め、教育プログラムと教材を開発し、実施すること。

(ll)女性と女兒に対する暴力と虐待の構造的及び根本的な原因に対処するために、ジェンダーに関する固定観念を克服し、そのような暴力の撤廃を推進するために、暴力の被害者でありサバイバーであるという汚名を除去するために、女性と女兒が暴力の発生をたやすく通報し、利用可能なサービスと保護と支援プログラムを利用できるようにするために、一般の人々、若者、男性と男児を対象とする様々なコミュニケーション手段を通して、市民社会団体、特に女性団体と協力して、意識啓発と教育キャンペーンを行うこと。

(mm)女性団体と青少年団体、女性の地位向上のための国内本部機構、国内人権機関（存在する場合）、学校、教育機関とメディア機関、その他の直接的に女性と女兒、男性と男児、社会のあらゆるレベルの個人とあらゆる場で協力している機関、宗教指導者と地域社会指導者、長老、教員、両親とかかわることによって、ジェンダーに関する固定観念と女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を永続化させ、大目に見る態度、行為、慣行に対処し、変えるために、地域社会と機関を動員すること。

(nn)強制・差別・暴力を受けずに、性と生殖に関する健康を含め、自分の性に関連する事項を管理し、自由に責任を持って決定する権利を含め、すべての女性の人権を伸長・保護すること、「国際人口開発会議の行動計画」、「北京行動綱領」及びそれらのレビューの成果に従って、性と生殖に関する権利を含め、すべての人権と基本的自由の享受を保護し、可能にする法律・政策・プログラムを採用し、その実施を促進すること。

(oo)ケア提供が重要な社会的機能であることに対するさらなる理解と認識を推進し、障害者、高齢者、HIV とともに生きる者を含めたケア提供、並びに子育て、親業、家事労働における男女間の責任と仕事の均等な分担を奨励するジェンダーに配慮した政策・戦略・プログラム・措置を開発し、実施すること、家庭における仕事についての家族責任の分担を推進し、女性と女兒の家事労働の重荷を減らすために、ジェンダーに基づいた分業を強化する態度に変化をもたらす活動もすること。

(pp)自分の行為に責任を持ち、男性と思春期の男児が自分の性と生殖に関する行動に対して責任を持つことを保障し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を控えるよう、男性と男児をかかわらせ、教育し、奨励し、支援すること、暴力の有害な結果とそれがいかに男女共同参画と人間の尊厳を傷つけるかに対する理解を高め、尊重し合う関係を促進し、男女共同参画のための良好なロール・モデルを提供し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の防止と撤廃において、積極的な役割を果たし、戦略的パートナーや同盟者となるよう男性と男児を奨励する包括的な教育プログラムを含め、政策・戦略・プログラムを開発し、投

資し、実施すること。

(qq)必要ならば結婚の最低年齢を引き上げることにより、同意の法定最低年齢と結婚の最低年齢に関する法律と規則を見直し、制定し、厳正に施行し、児童結婚・早期結婚・強制結婚をなくすためにこれら法律の施行に対して社会的支援を生み出すこと。

(rr)すでに結婚し及び／又は妊娠している女兒も対象に、特に初等教育後の教育に女兒を引き留めること、教育の質を改善し、学校における安全な衛生状況、安全な居住施設と育児体制の確立を含めた教育への物理的アクセスを確保し、及び必要なところでは女性とその家族に財政的奨励策を増やすことを通して女性のエンパワーメントを推進することに重点を置いた教育機会を含め、現実的な代替策と制度的支援の提供を確保すること。

(ss)個人の安全を確保し、アルコールやその他の有害な物質の使用と濫用を防止して、早期妊娠、性感染症、HIVの防止に関するサービスとプログラムへの思春期の若者のアクセスを確保すること。

(tt)女兒を支援し、知識を得、自尊心を発達させ、持続可能な生計を含め、自分の生活に責任を取ることができるようにする公的教育・インフォーマル教育を優先して、政策とプログラムを開発すること、特に親や介護者といった女性及び男性に対する、児童結婚・早期結婚・強制結婚、女性と女兒に対する暴力、女性性器切除、商業的性的搾取を含めた児童の性的搾取、性的虐待・強姦・近親姦や誘拐の撤廃、並びに食料の配給のような女兒に対する差別の撤廃を含め、女兒の身体的・精神的健康と福利の重要性についての教育プログラムに特に重点を置くこと。

(uu)再被害の可能性又は暴力行為の危険を減らし、健康を回復するために、司法制度における児童の保護を含め、ドメスティック・バイオレンス又は性的虐待を経験したり、目撃したりした児童と若者、特に女性を対象とした既存の政策とプログラムを開発・支援すること、若者、市民社会、女性団体と青少年団体及び教育機関と保健機関の意味のある参画を得て、ジェンダーに対応するようにそのようなプログラムを実施すること。

(vv)商業的広告で永続化されているものを含めジェンダーに関する固定観念の撤廃において、適宜被害者とサバイバーの身元の秘密性を保持することを含め差別のないジェンダーに配慮した報告を推進することにおいて、メディアが果たすことのできる重要な役割を認めること、また、表現の自由と整合性のある程度において、メディアが女性と女兒に対する暴力に関する一般の意識を改善し、メディアで働く人々を訓練し、女性と女兒に対する差別と搾取を撤廃する目的でバランスのとれたステレオタイプではない女性の描き方を推進する自己規制的メカニズムを開発・強化し、女性と女兒を劣ったものとして示し、性的対象物及び商品として彼女たちを搾取することを控え、その代わりに、創造力のある人間、重要な行為者、開発プロセスの貢献者であり受益者として女性と女兒を示すよう奨励すること。

(ww)女性と女兒に対する暴力の防止と対応に関する情報へのアクセスを含め、女性と女兒のエンパワーメントのための資源として、情報通信技術（ICT）とソーシャル・メディアの開発と利用を支援すること、セクシュアル・ハラスメント、性的搾取、児童ポルノ、女性と女兒の人身取引、サイバー・ストーカー行為、サイバーいじめといった新興の暴力形態、女性と女兒の安全を損なうプライバシーの侵害といった情報通信技術（ICT）の犯罪的誤用を含めた、女性と女兒に対する暴力を永続化する情報通信技術（ICT）とソーシャル・メディアの利用と闘うメカニズムを開発すること。

(xx)輸送のようなインフラを改善し、別個の適切な衛生施設、改善された照明、運動場、安全な環境を提供し、安全で暴力のない環境を確立することを含め、学校及び学校の行き帰りでの子女の安全を改善すること、学校と地域社会で暴力防止活動を行い、子女に対する暴力に処罰を課すなどの措置を通して、セクシュアル・ハラスメント、いじめ、その他の形態の暴力を含めた児童、特に子女に対する暴力を禁止し、防止し、対処する国内政策を採用すること。

(yy)すべての職場が差別と搾取、暴力、セクシュアル・ハラスメント、いじめのないところであること、規制・監督枠組みと改革、団体協定、適切な懲戒処分を含む行動規範、手順と手続、暴力事件の治療のため保健サービスと捜査のための警察への委託といったような措置を通して、並びに被害者とサバイバーのための職場のサービスと柔軟性を含めた雇用者・組合・労働者との協働での意識啓発と能力開発を通して、女性と必要に応じて子女に対する差別と暴力に対処することを保障する措置を採ること。

(zz)意識啓発、地方の地域社会の関わり、犯罪防止法、政策、「国連安全都市イニシアチブ」のようなプログラム、改善された都市計画、インフラ、公共輸送と街灯、また、ソーシャル・メディアとインタラクティブメディア（参加型メディア）を通して、安全と安心に対処するために、公的・私的な場で、セクシュアル・ハラスメントといじめを含めた暴力とハラスメント（嫌がらせ）から女性と子女を保護する措置を増やすこと。

(aaa)セクシュアル・ハラスメント、辱め、強制的な医療手続又は情報を得た同意なしに行われる手続、特に HIV とともに生きる者、障害を持つ女性と子女、先住民族とアフリカ系の女性と子女、妊娠している思春期の少女と若い母親、高齢女性、国民的又は民族的なマイノリティの女性と子女のような脆弱で不利な立場にある女性と子女に対する、強制的子宮摘出、強制的帝王切開、強制不妊手術、強制的妊娠中絶、避妊器具の強制的使用のような取り返しのつかない手続を含め、ヘルスケアの場での女性と子女に対する暴力を非難し、防止する行動をとること。

(bbb)送り出し国、経由国、目的国の女性移住労働者を含め、女性移住者の社会的・法的包摂と保護を確保する措置を更に採用し、実施し、その人権の完全な実現と暴力と搾取からの保護を推進すること、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施し、彼女たちのスキルと教育を認め、公正な労働条件を提供し、適宜、労働力への統合のみならず、生産的雇用とディーセント・ワークを促進する安全で法的な手段を提供すること。

(ccc)国境を超える仕事をする自営労働者と女性季節労働者の暴力と差別からの保護を確保する措置も採ること。

C. 女性と子女に対する暴力への多部門的なサービス、プログラム及び対応の強化

(ddd)女性と子女に対するあらゆる形態の暴力のすべての被害者とサバイバーのために、そのニーズに基づいて、あらゆるレベルで、利用できるあらゆる技術の支援を得て、適切に資金調達され、適宜、警察と司法部門、法的支援サービス、性と生殖に関する健康を含めたヘルスケア・サービス、適宜、専門家サービスを含めた医療・心理・その他のカウンセリング・サービス、国立及び独立した女性シェルターとカウンセリング・センター、24 時間ホットライン、社会支援サービス、ワンストップ危機センター、入国管理業務、育児サービス、女性と児童に敷居の低い、手が届きやすい、安全な支援、並びに長期宿泊、教育機会、雇用機

会、経済的機会へのアクセスを通じた援助、保護、支援を提供する公共住宅サービスを含めた包括的で、調整された、相互に専門的な、アクセスできる、維持された多部門的なサービス、プログラム及び対応を確立し、暴力被害者とサバイバーを支援するヘルスケア・ワーカーとサービス提供者の安心・安全を確保する手段を取ること。女兒の被害者の場合には、そのようなサービスと対応は、児童の最高の利益を考慮に入れなければならないこと。

(eee)秘密性と安全を確保しつつ、被害者とサバイバーのサービスの間の委託プロセスの確立を通して、サービスを調整する更なる措置を採り、国の指標と工程表を確立し、その進捗状況と実施を監視すること、暴力の危険にさらされている、又は暴力を受けたすべての女性と女兒のための調整された多部門的なサービス、プログラム及び対応へのアクセスを確保すること。

(fff)ドメスティック・バイオレンス及びその他の形態の暴力を受けた者を含め、方策を講じることにより、これらが既にあるところでは拡大することにより、司法への完全なアクセスのみならず、完全回復と社会への再統合のためのサービス、プログラム及び機会への被害者とサバイバー及びその子どもの利用可能性とアクセス可能性を確保すること、可能ならば、彼らが理解でき、意思の疎通ができる言語で、利用できる支援サービスと法的措置に関する適切で時宜を得た情報の提供を確保すること。

(ggg)一連の政策を創出し、開発し、実施し、そのインパクトと効果を監視・評価するのみならず、女性と女兒に対する暴力の加害者の態度と行動の変化を奨励し、もたらし、ドメスティック・バイオレンス・強姦・嫌がらせ事件を含め、再犯の可能性を減らすために、リハビリ・サービスの設立を支援すること。

(hhh)包括的で、料金が手ごろで、女性と女兒のニーズに対処することに、より対象を絞り、その立案と実施に女性の積極的参画を奨励するジェンダーに配慮した国内戦略と公衆衛生政策とプログラムを通して、女性と女兒のための時宜を得た、料金が手ごろで、質の高い保健制度へのアクセスを改善すること、また、貧しく、脆弱で周縁化された人々に特に重点を置いた、料金が手ごろで、安全で、効果的で、質の高い治療と薬剤への女性のアクセスも高めること。

(iii)トラウマに対応し、料金が手ごろで、安全で、効果的で、質の高い薬剤、第一線の支援、傷害の治療と心理的・精神的ヘルス・サポート、緊急避妊、そのようなサービスが国内法で認められているところでは安全な人工妊娠中絶、HIV 感染の暴露後の予防、性感染症の診断と治療、暴力を受けた女性を効果的に明らかにし治療する医療専門家のための訓練、並びに適切な訓練を受けた専門家による法医学検査を含むアクセスできるヘルスケア・サービスを提供することにより、女性と女兒に対する暴力の、身体、精神及び性と生殖に関する健康の結果を含めたすべての健康上の結果に対処すること。

(jjj)ドメスティック・バイオレンスと性的暴力に対処する戦略を通して、HIV とエイズ及びすべての女性と女兒に対する暴力との共通部分、特に共通の危険要因に対処する努力を加速すること、HIV と女性と女兒に対する暴力との共通部分に対処するために、政策・プログラム・サービスの調整と統合を強化する努力を加速すること、男性用・女性用コンドームを含めた安全で効果的な予防商品の調達と支給を含め、HIV とエイズ診断、料金が手ごろで、アクセスできる処置や防止と共に、女性と女兒の性と生殖に関するヘルスケア・サービスに対する特別なニーズに応えつつ、HIV とエイズへの対応が、女性と女兒に対する暴力を防止す

るために強化されることを保障する努力を加速すること。

(kkk)HIV とともに生きる者のケア提供者のみならず、HIV とともに生きる女性と女兒に対する差別と暴力を撤廃し、ケア責任の均等な分担を奨励するプログラムと措置を実施する時に、家族と地域社会からの汚名・差別・貧困・周縁化に対する彼女たちの脆弱性を考慮に入れること。

(lll)ヘルスケア・サービスの利用可能性を拡大し、特に性的暴力の危険にさらされている女性と女兒及び家族に対し、支援、サービスの委託及び保護を提供し、また、早期の望まない妊娠と性感染症を回避するために、教育、情報、性と生殖に関するヘルスケア・サービスへのアクセスを通して思春期の少女に支援を提供する重要な入口としての妊産婦及び性と生殖に関する健康のための施設を特に強化すること。

D. 証拠基盤の改善

(mmm)法の開発と改正、その実施、政策と戦略を伝え、意識啓発の取組を支援するべくそのような情報を公にするために、女性と女兒に対する暴力、その種類及び広がり、構造的な底辺にある原因、費用と危険要因に関する継続的、総合的な調査と分析を行うこと。

(nnn)女性と女兒に対する異なった形態の差別と暴力と、そのような差別と暴力の社会に対する保健費用と経済的費用を含め、その原因と結果に関する国内・地方レベルでの性別・年齢別の信頼でき、比較できる匿名のデータを定期的に収集し、順序正しくまとめ、分析し、公表すること、また、法律・政策・プログラムの策定、監視、評価を伝えるためのアクセス可能性のようなすべてのその他の要因も検討すること。

(ooo)秘密性と倫理的・安全性の配慮がデータ収集のプロセスで考慮に入れられていることを保障し、提供されるサービスとプログラムの効果を改善し、被害者の安心・安全を保護し、加害者と被害者の関係と地理的位置に関するデータを含め、女性と女兒に対する暴力の発生に関する警察・保健部門・司法からのデータを適宜含めた行政データの収集・調和・利用を改善すること。

(ppp)公的領域でも、私的領域でも、女性と女兒に対する暴力に対処する防止・対応戦略を含め、政策とプログラムを評価する国内監視・評価メカニズムを開発すること。

(qqq)他の状況において、成功した介入と経験の適用を推進するのみならず、好事例と経験、並びに実現可能で実践的で成功した政策と介入プログラムの共有を推進すること。

35. 委員会は、ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成を含め、女性と女兒に対する暴力をなくすことは必要不可欠であり、貧困撲滅、包摂的で持続可能な開発、平和と安全保障、人権、保健、男女共同参画と女性のエンパワーメント、持続可能で包摂的な経済成長及び社会統合の達成にとっての優先事項でなければならない、その逆もまた同じであることを強調する。委員会は、男女共同参画と女性のエンパワーメントが、2015 年以降の開発アジェンダの策定において、優先事項として考えられることを強く勧告する。